

1 原状回復方針について

本県田子町及び岩手県二戸市の県境における産業廃棄物不法投棄に係る原状回復については、去る8月12日開催の県議会議員全員協議会において、県の考え方を御報告し、県民の代表である県議会の御意見をお伺いしたところでございます。

全員協議会において御説明申し上げたところではございますが、本件不法投棄現場の原状回復を進めるに当たっては、まず、現場周辺地域への汚染拡散を防止することが必要であるとともに、地域住民の水道水源として、また、本県の基幹産業である農林水産業に利用されている馬淵川水系の環境の健全な保全を目的とした対策を講じ、流域の方々の生活や農林水産業に係る環境を安全・安心なものとしなければならないと考えております。

このような基本的考え方の下に、私は、知事就任以来、地元の御意見や、県議会の皆様の御意見を十分に考慮しながら、原状回復方針を考えていくこととし、去る7月6日の現地視察の際に田子町長と意見交換し、また7月21日には地元住民の皆様との対話を実施し、御意見を伺いました。さらには、7月定例県議会の場でも様々な御質問や御意見をいただいたところであります。

また、8月5日には地元田子町から町が集約した意見書をいただきました。さらに、8月7日には馬淵川流域の関係市町村等で構成する八戸

地域県境不法投棄問題対策連絡会から要望書をいただいたところです。

そして、全員協議会において、県の方針案をお示しし、県議会の御意見をいただいたところです。

一方、岩手県と合同で学識経験者、地元住民等を構成員とする合同検討委員会を設置し、また、委員会のもとに技術部会を設置して原状回復方針等について検討いただき、提言をいただいたところであります。

私としては、これまでいただいた様々な御意見等及び水道水源や農林水産業に利用されている馬淵川水系が汚染されることは、地域住民の生活や健康を脅かすものであるとの思いも踏まえ、全員協議会にお示ししたとおり、原状回復については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先することを基本方針として、不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したいと考えています。

そのためには、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本といたします。したがって、これまでの調査結果から推定されている約67万立方メートルが撤去の対象となるものです。

なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて、例えば、人の健康保護、生活環境保全上の目標値として国が定めた土壌環境基準を満たす汚泥は、一般的には埋め戻しや盛土材、土壌改良材や有機肥料としてリサイクルされている実状に鑑み、そのような汚泥や土

壤環境基準を満たす堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものなどについて、十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、現地で有効活用することも可能であると考えております。

このような原状回復対策によって、流域の方々が安心、安全に暮らしていけるものと確信しております。

現場は県境に跨っていますが、一体のものとして対応していく必要があると考えており、岩手県とも十分に連携して対応してまいります。